

各支給認定保護者の皆様

認定こども園江上保育園

令和 7 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和 7 年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（下表参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。また、副食費免除対象児童 1 人につき副食費徴収免除額が加算されます。

令和 7 年度私立認定こども園における公定価格（1 人あたりの月額）単位：円

区分	1号			副食費徴収免除	2・3号											
	4歳以上児	3歳児	満3歳児		4歳以上児		3歳児		副食費徴収免除	2歳児		1歳児		0歳児		
					標準	短時間	標準	短時間		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	
4月	212,551	233,061	294,261	4,900	52,010	48,320	71,630	67,950	4,900	130,840	127,170	130,840	127,170	229,510	225,840	
5月	212,551	233,061	294,261	4,900	51,920	48,230	71,540	67,860	4,900	130,750	127,080	130,750	127,080	229,420	225,750	
6月	212,551	233,061	264,261	4,900	51,920	48,230	71,540	67,860	4,900	130,750	127,080	130,750	127,080	229,420	225,750	
7月	213,701	234,211	295,411	4,900	51,850	48,160	71,470	67,790	4,900	130,680	127,010	130,680	127,010	229,350	225,680	
8月	213,701	234,211	295,411	4,160	51,740	48,050	71,360	67,680	4,900	130,570	126,900	130,570	126,900	229,240	225,570	
9月	213,701	234,211	295,411	4,900	51,690	48,000	71,310	67,630	4,900	130,520	126,850	130,520	126,850	229,190	225,520	
10月	213,701	234,211	295,411	4,900	51,670	47,980	71,290	67,610	4,900	130,500	126,830	130,500	126,830	229,170	225,500	
11月	213,701	234,211	295,411	4,160	51,690	48,000	71,310	67,630	4,900	130,520	126,850	130,520	126,850	229,190	225,520	
12月	212,551	233,061	294,261	4,900	51,670	47,980	71,290	67,610	4,900	130,500	126,830	130,500	126,830	229,170	225,500	
1月	215,181	235,691	296,891	4,650	52,000	48,310	71,620	67,940	4,900	130,830	127,160	130,830	127,160	229,500	225,830	
2月	213,701	234,211	295,411	4,410	51,570	47,880	71,190	67,510	4,900	130,400	126,730	130,400	126,730	229,070	225,400	
3月	226,941	247,451	308,651	4,900	61,510	57,820	81,130	77,450	4,900	140,340	136,670	140,340	136,670	239,010	235,340	

【法定代理受領の通知について】

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令 第 39 号）第 14 条第 1 項（第 50 条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。（あくまで、実績を報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）